

平成29年 3月 3日

岐阜県行政書士会 会長 様

一宮市農業委員会

会長 岩田 金利

**農地転用許可に関する農地法の事務・権限の
一宮市への移譲について（お知らせ）**

日頃、当市農業行政に対し、格別の御支援・御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来、市街化調整区域内農地の転用につきましては、原則、都道府県知事の許可が必要でしたが、平成28年4月1日に施行されました農地法の一部改正により、農林水産大臣の指定を受けた市町村にも都道府県知事と同じ許可権限が移譲されることになりました。

一宮市は、この農林水産大臣の指定を受け、平成29年4月1日より事務を開始することとなりましたので、お知らせします。

なお、申請書類、許可基準につきましては、従来と変わりありませんが、申請書の締切日等を次のように変更しますので、よろしくお願いいたします。

- ・ 申請書締切；原則、毎月8日
- ・ 市農業委員会開催；原則、毎月28日
- ・ 許可証交付；原則、毎月15日<3,000㎡以下の案件>

【問い合わせ先】

一宮市農業委員会事務局長 関戸

電話(0586)28-9137<直通>

(0586)28-8100<内線1641>

FAX(0586)73-9135